

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

廿日市市長

市町村名 (市町村コード)	廿日市市 (342131)
地域名 (地域内農業集落名)	四和地区 (栗栖、中道、飯山、大虫、助藤、虫道、二井山、所山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・四和地区の集落は点在しており、栗栖地域を除く地域は集落機能の維持も困難な状況にある(2020農林業センサスの「経営耕地のある農家数と経営耕地面積」では総数で農家数:35戸・面積9ha)。
 ・集落内の農地は、中道地域以外は一定のまとまりがある(大虫地域では、昭和48~51年度にかけて11.3haのほ場整備(団体営水田転換特別対策事業)が実施されている)が、遊休化しつつある。
 ・地区内に小水力発電所が2カ所(栗栖(地元組織)・所山(JAひろしま))立地している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつ、地域支援員(地域農業活性化担当)が試験栽培しているマコモダケなどを地域特産物として作付け推進する。
 ・四和地区内には別荘地が点在しており、集落実態調査などを実施し、その結果を踏まえ、農地の活用も含めた連携方策について、検討していく。
 ・栗栖小水力発電所の収益の一部を農地保全対策への活用を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	64.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	64.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
有機農業を志向する担い手候補者と地権者との権利調整支援
(2)農地中間管理機構の活用方針
権利調整を進める中で、必要に応じて農地中間管理事業を利用
(3)基盤整備事業への取組方針
経営継続に必要な鳥獣害侵入防止策の設置、水路等の改修、天災時の現状復旧支援
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(1)から(3)の事項を基本に継続対応
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる地域においては、(農)さいき等への水稲の基幹作業の委託を進める。 →今後の聞き取りで整理

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①猟友会員との連携を図り、捕獲強化に取り組むとともに、捕獲人材の確保・育成を進める。
②③担い手の生産原価の低減のほか、水流の上流域に位置する農地も多いことなども踏まえ、有機農業または減農薬・減肥料・スマート農業にかかる生産技術の普及に努める。